

## 平成20年度茨城県立中等教育学校入学者選抜実施要項

平成20年度茨城県立中等教育学校第1学年生徒の募集及び入学者の選抜は、この要項の定めるところにより実施する。

### 1 応募資格

応募できる者は、次の(1)及び(2)のいずれにも該当するものとする。

- (1) 小学校又はこれに準ずる学校（以下「小学校」という。）を平成20年3月に卒業する見込みの者
- (2) 保護者ととともに県内に居住する者（入学日までに保護者ととともに県内に居住することが確実な者を含む。）

### 2 通学区域

茨城県内全域とする。

### 3 募集定員

120名（男女各60名程度）

### 4 志願の手続

#### (1) 出願受付期間

平成19年12月10日（月）～12日（水）

#### (2) 出願方法

志願者は、茨城県立中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）長あて、出願書類等を受付期間に必着するよう出願用封筒（様式第4-3号）を用いて郵送（簡易書留の配達日指定郵便）により提出する。

#### (3) 出願書類等

提出書類等	備 考
入学願書（様式第1号の1）	1部。入学者選抜手数料として、茨城県収入証紙2,200円分を貼付する。
受験票（様式第1号の2）	1部。出願前3ヶ月以内に撮影した正面上半身無帽の写真（横3cm×縦4cm）を貼付する。
写真票（様式第1号の3）	1部。受験票に貼付したものと同一写真（横3cm×縦4cm）を貼付する。
志願理由書（様式第2号）	1部。志願者本人が直筆で記載する。
調査書（様式第3号）	1部。志願者の在籍する小学校の校長が作成し、厳封したもの。
受験票送付用封筒（様式第4-1号）	1通。送付先の郵便番号、住所及び志願者本人の氏名を明記し、430円分の切手（簡易書留用）を貼付する。
選抜結果通知用封筒（様式第4-2号）	1通。送付先の郵便番号、住所及び志願者本人の氏名を明記し、360円分の切手（速達用）を貼付する。

(4) 県外からの転居予定者の入学志願申請

県外に住所を有する者で、入学日までに保護者とともに県内に居住することが確実な志願者については、中等教育学校に連絡の上、その指示に従って「県外からの入学志願申請書」(様式第5号の1)及び「転入先の住居を証明する書類」を、平成19年11月26日(月)から30日(金)までの間に中等教育学校長に提出する。中等教育学校長は、提出された書類を審査し、承認する場合は「県外からの入学志願承認書」(様式第5号の2)を交付する。出願書類の提出に当たっては、上記承認書(原本)を添付のうえ、この要項の4の「(2) 出願方法」にしたがって出願する。

(5) 12月21日(金)までに受験票が届かない場合は、中等教育学校に問い合わせる。

5 調査書の作成

(1) 調査書(様式第3号)は、志願者の在籍する小学校に校長を委員長とする調査書作成委員会を設け、作成する。

(2) 調査書の作成に当たっては、別に定める「調査書作成要領」に従って行う。

6 選抜検査

(1) 実施期日

平成20年1月12日(土)

(2) 実施会場

茨城県立並木高等学校

ただし、志願者数によっては上記以外の県立高等学校を実施会場とする場合がある。

(3) 実施方法及び内容

ア 適性検査 (45分間)

小学校で学習した内容をもとに、思考力、判断力及び課題を発見し解決する力などをみる。

イ 適性検査 (45分間)

文章や資料をもとに、読解力、分析力及び自分の考えを表現する力などをみる。

ウ 面接(1グループ20分間程度)

5人程度を1グループとした集団面接とし、学習への意欲や6年間一貫の学校生活への適性などを見る。

(4) 日程

8:40 集合

8:40~ 9:00 点呼, 諸注意

9:30~10:15 適性検査

10:35~11:20 適性検査

11:25~11:30 諸連絡

11:30~12:20 昼食

12:30~ 面接

(5) 携行品

ア 受験票, 鉛筆(シャープペンシルも可), 消しゴム, 三角定規一組, 上履き, 昼食を持参する。

イ 辞書機能・計算機能を有する機器及び携帯電話等の通信機器を検査室に持ち込むことはできない。

## (6) 受験上の特別措置

障害や病気等により、適性検査及び面接を受ける上で特別な措置を必要とする志願者の保護者は、「受験上の特別措置申請書」(様式第6号)を原則として平成19年12月7日(金)までに中等教育学校長に提出する。

## 7 選抜方法

中等教育学校長は、調査書及び志願理由書の内容並びに適性検査、適性検査及び面接の結果を総合的に判断して、合格者を決定する。

## 8 合格者の発表

平成20年1月23日(水)午前9時に、インターネットの学校ホームページに合格者の受験番号を発表する。

また、志願者本人あて「選抜結果通知書」(様式第7号)を送付する。

## 9 入学予定者の手続

### (1) 入学確約書の提出

合格者の保護者は、平成20年1月25日(金)及び28日(月)の午前9時から午後5時までの間に、「入学確約書」(様式第8号)を中等教育学校長に提出する。

「入学確約書」の提出は、持参を原則とするが、郵送も可とする。郵送の場合は平成20年1月28日(月)の期限必着とする。

この期間に「入学確約書」を提出しなかった場合は、入学を辞退したものとみなす。

### (2) 入学予定者証明書の交付

中等教育学校長は、「入学確約書」を提出した保護者に「入学予定者証明書」(様式第9号)を交付する。

「入学予定者証明書」の交付を受けた入学予定者の保護者は、「入学予定者証明書」を添えて中等教育学校に入学することを、速やかに入学予定者の住所の存する市町村教育委員会に届け出るものとする。

### (3) 入学の辞退

「入学確約書」を提出した入学予定者については、原則として入学の辞退は認めないが、保護者の転勤等やむを得ない事情により入学を辞退しようとする場合は、速やかに入学辞退届を中等教育学校長に提出しなければならない。

## 10 欠員の補充

(1) 合格者の発表以後に入学辞退者が生じた場合、中等教育学校長は、速やかに補欠合格者を決定して入学の意志を確認し、入学予定者の欠員の補充を行う。

(2) 入学予定者の欠員の補充は、原則として平成20年1月29日(火)から2月1日(金)までの間に行う。

## 11 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に県教育委員会教育長が定める。